

# 「都留市自治基本条例」

平成20年12月24日 条例第39号

## 前文

私たちのまち都留市は、麗峰富士に育まれた清らかな水と豊かな自然に恵まれた美しいまちです。

また、古くは城下町として栄え、郡内地方の政治、文化、経済の中心的な役割を担ってきました。

このような、恵まれた環境と多彩な歴史や文化によって、都留市の教育風土が着実に育まれ、都留文科大学を中心とした「学園のまち」として発展してきました。

しかし、私たちを取り巻く社会は、めまぐるしく変化し続けています。私たちは、市民は、こうした変化に的確に対応し、一人ひとりが持てる力を発揮し、互いを認め合い、支え合い、日々の暮らしが喜びと希望にあふれ、心の豊かさが実感できるまち都留市を目指します。

そのためには、市民、議会及び市が手と手を取り合い、共に考え、共に行動し、共に創るまちづくりを進めていく必要があります。

私たちは、市民自らが考え、行動し、決定することを基本とし、都留市民憲章の精神のもと、すべての市民が一体感を持ち、子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって、協働のまちづくりを推進し、市民自治を実現するため、まちづくりの最高規範として、都留市自治基本条例を制定します。

## 《前文解説》

都留市に関わるすべての人々は、豊かな環境や歴史・風土を次世代に引き継ぎ、今以上により良い都留市を描き、実現する責任と義務を負っていると言えます。

そのためには、今までのように行政(市)だけがいろいろな取り組みを行うのではなく、市民や市議会など、都留市に関係するそれぞれが自分の役割を認識して、手を取り合って共に考え、行動し、創りあげていく「協働のまちづくり」が必要です。

この「協働のまちづくり」のためには、それぞれが共有するべき考え方や仕組みを条例として定める必要があります。この条例こそが「都留市自治基本条例」であり、ここにまちづくりの最高規範として制定する、ということをご前文で宣言しています。



## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、都留市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにし、市民、事業者、議会及び市(以下「各主体」という。)の役割、責務等を明確にするとともに、各主体間における情報の共有、参画及び協働に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治を進め、豊かな市民生活を実現することを目的とします。

### (用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによりする。

一 市民 市内に住み、学び、働き、活動するすべての人をいいます。

二 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

三 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者の権限を行う市長をいいます。

四 市民自治 まちづくりの主体者である各主体が、それぞれの役割に応じて、互いに連携し、公共的な事柄を自主的に決定し、地域社会を築いていくことをいいます。

五 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、責任をもつて主体的に参加し、意思形成に関与することをいいます。

六 協働 各主体が互いの自主性を尊重しつつ、それぞれの役割と責任に基づ

き、対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。

七 まちづくり 地域が抱えている様々な課題解決を図り、目指すべき地域社会のあり方を達成しようとする取組をいいます。

### (条例の位置づけ)

第三条 各主体は、都留市のまちづくりの最高規範として、この条例及びその趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他のまちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定又は改正及び廃止に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

### (基本理念)

第四条 都留市は、市民一人ひとりの尊厳と自由を尊重し、市民自らの意思と責任のもと、公正、公平かつ平等な市民自治を確立するものとします。

2 都留市は、国及び他の自治体との適切な役割分担のもと、自主的かつ自律的な市政運営による各主体の協働を基本とした自治を確立するものとします。

### (基本原則)

第五条 基本理念を実現するため、都留市の自治は、次に掲げる基本原則に即して行われなければならない。

一 情報共有の原則 各主体は、市政に関する情報を互いに共有することにより、市民主体のまちづくりを推進するものとします。

二 参画の原則 各主体は、その役割、